

<回答>

新型コロナウイルス感染症発生下における医療提供体制及び 検査体制の現状に関する認識

1 医療提供体制について

本県の感染者は、3月31日に初めて確認して以来、5月19日時点で69人にのぼり、うち61人が既に退院している。

県としては、入院患者の増加に備え、患者を重点的に受け入れる「重点医療機関」を中心に約150床の病床を確保するとともに、軽症者・無症状者を受け入れるため宿泊療養施設を3施設借り上げ、約200名分の受け入れ枠を確保した（借上げ期間5月1日～9月30日）。

現在、新たな感染者の発生は収まっているが、県の医療専門家会議では、今後の第二波、第三波に加え、冬季に向けて感染者が再び増加に転ずる恐れがあるとの御意見をいただいているところである。

県としては、今後も引き続き関係機関・団体と協力して、重症者等に対応する病床の上積みを図るとともに、第二波、第三波に備え、軽症者等向けの宿泊療養施設についても一定程度確保していくことが必要と考える。

2 PCR等の検査体制について

本県の新型コロナウイルスに係るPCR検査は、帰国者・接触者相談センターを県内5保健所に、また、帰国者・接触者外来を県内の15医療機関に設置しており、PCR検査は県衛生研究所で実施する体制を構築している。

県衛生研究所では、通常、一日あたり80検体の検査が可能であるが、本県では濃厚接触者などを幅広く検査しており、これまで最も多い日で一日162検体のPCR検査に対応している。

現在、県内の一部の医療機関や保健所においてもPCR検査が実施できる体制を整備中であり、整備後は、検査件数の拡充のほか、検体搬送に要する時間の節減による検査の効率化を図ることも可能となる。

また、多数のPCR検査の実施は、職員の負担も大きくなり、長期にわたる継続は難しいことから、この検査体制に民間検査機関へのPCR検査委託も組み合わせ実施していくことで、当面は、患者の増加にも対応できるものと考えているが、今後、第二波、第三波に備えるためにも、抗原の迅速検査キットの精度向上や普及にも期待したい。